

第86回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年6月18日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年6月18日(月) 午前 9時47分
- 3 閉会の日時 平成30年6月18日(月) 午前10時14分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

中区協議会副会長 三宅 利彰

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 参事監 箕浦 勝宏 参事監 真田 明彦

担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 入江 貢

副主査 橋本 聡実 副主査 清水 洋子

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

ありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様態を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から3番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1ページ4番、5番と9番は受人が同一のため同時に説明します。

4番、5番、9番とも増反による所有権移転です。受人は現在、約46アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在約44アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受贈及び借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約1.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限

面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約35アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、14番は受人が同一のため、同時に説明します。

13番、14番とも増反による所有権移転です。受人は現在、約55アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 4番から14番の11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)の1番から14番の14件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は14件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 3ページ1番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良による一時転用です。一時転用期間は、平成30年8月30日までです。申請人は現在、約1.1ヘクタール耕作していますが、5月総会の3条許可により取得した農地を畑に改良し、イチゴ栽培用のハウスを設置しようとするものです。申請地は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、例外的に許可が可能で、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました但委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(2)の1番の1件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)の1番の1件を、許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、隣接地で板金工事業を営んでおり、業務用車と従業員用の駐車場が狭いので、申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から7番は同一地域のため、同時に説明します。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、いずれも転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

2番、受人は現在、北区津島桑の木町の官舎に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、手狭になったため、実家にも近い申請地を転用しようとするものです。

3番、受人は現在、南区福富西二丁目の借家に家族3人で住んでおりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、手狭になったため、妻の実家にも近い申請地を転用しようとするものです。

4番、受人は現在、中区今在家の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、手狭になったため、生活環境が変わらない申請地を転用しようとするものです。

5番、受人は現在、中区竹田の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、手狭になったため、勤務先にも近く、生活環境が変わらない申請地を転用しようとするものです。

6番、受人は現在、北区富田の借家に夫婦で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、実家と勤務先にも近い、申請地を転用しようとするものです。

5ページ7番、受人は現在、中区今在家の借家に家族3人で住んでおりますが、子

供の成長に伴い家財道具も増え、手狭になったため、生活環境も変わらず、実家にも近い申請地を転用しようとするものです。

6件とも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、露天駐車場、露天資材置場及び露天小型機械類置場で所有権を移転します。受人は現在、中区江崎で運送業を営んでいますが、事業拡大に伴い、車両台数も増え手狭になり、併せて隣接地の同一グループの機能拡充を行うため、隣接地である申請地を転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。埋立行為等の規制に関する条例の規定の事前協議も済んでおり、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、平成30年5月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区浜野一丁目の官舎に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、妻の実家にも近い、申請地を転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番から18番も同一地域のため、同時に説明します。

平成30年5月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、いずれも転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

10番、受人は現在、北区西古松のマンションに家族5人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、マンションを売却し、妻の実家にも近い、申請地を転用しようとするものです。

11番、受人は現在、南区郡の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、実家と妻の勤務先に近く、通勤しやすい、申請地を転用しようとするものです。

12番、受人は現在、中区楳の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、夫婦の実家にも近い、申請地を転用しようとするものです。

13番、受人は現在、中区桑野の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、実家にも近く、生活環境が変わらない、申請地を転用しようとするものです。

14番、受人は現在、倉敷市上東の借家に家族3人で住んでおりますが、子供の成

長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、妻の実家にも近い、申請地を転用しようとするものです。

15番、受人は現在、中区藤崎の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、勤務先に近く通勤しやすい、申請地を転用しようとするものです。

16番、受人は現在、中区藤崎の借家に家族5人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、妻の実家にも近い、申請地を転用しようとするものです。

6ページ17番、受人は現在、瀬戸内市邑久町の借家に家族5人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、勤務先に近い、申請地を転用しようとするものです。

18番、受人は現在、中区桑野の持家に家族4人で住んでおりますが、建物も老朽化し、使い勝手も悪く、手狭になったため、現住居を売却し、母と同居するため、生活環境が変わらない申請地を転用しようとするものです。

9件とも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から18番までの18件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としております。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 6ページ19番、平成29年11月15日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区江並の借家に家族4人で居住しておりますが、両親の面倒を看ながら農業に従事するため、父所有の申請地を借り受け自己専用住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父親の農地で外に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 19番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。
引き続きのご審議を、願います。

議 長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等(3)の1番から19番までの19件を、許可と決定してよろしいか。
全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等(3)の1番から19番の19件を、許可と決定します。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を、審議します。
事務局から説明を、願います。

橋本副主査 申請等(4)の所有権の移転については7ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担
い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
をみたしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等(4)の岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
は、原案のとおり決定とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から
説明をお願いします。

清水副主査 8ページ1番から11ページ14番までの14件で、権利取得の事由はすべて相続、
権利の種類は所有権が12件、賃借権が2件で、内容をご覧のとおりです。あっせん等
の希望は1件あり、担当推進委員と協議する予定です。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議 長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、14
件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（１）４条届については、１２ページ１番から５番の５件です。転用目的は貸露天駐車場が１件、自己専用住宅が１件、共同住宅が１件、宅地造成が１件、露天駐車場が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１３ページ１番から１４ページ１７番の１７件です。転用目的は露天駐車場が１件、自己住宅が４件、アパートが２件、露天資材置場が１件、長屋住宅が２件、貸住宅用地が１件、建売住宅用分譲地が１件、分譲住宅地が４件、共同住宅が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１５ページ１番から１６ページ１０番までの１０件です。解約理由は、耕作目的が７件、転用目的が３件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１項該当転用届については、１７ページ１番の１件で、内容は露天駐車場です。

報告（５）農地改良届については１８ページ１番から３番の３件で、内容は普通野菜畑が３件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 農業委員会だよりについて、説明する。

また平成３０年度耕作放棄地調査及び農業委員会委員視察研修について、説明する。

岸本職務代理者 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時１４分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員